

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、支給限度額を引き上げることとした。（第5条の3関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第4条の2、第5条、第5条の2、第5条の3、第7条、第8条、第8条の3、第8条の4、第9条の5、第9条の6、第9条の7、第9条の9、第9条の11、第9条の12、第9条の13、第9条の14、第9条の15、第9条の16、第9条の17、第9条の19、附則第17項関係）

3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 派遣の対象となる職員の範囲を改めることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 岩手県部局等設置条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1関係）
- 2 第二種フロン類回収業者登録申請手数料及び第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料を廃止することとした。（別表第3関係）

3 保健福祉事務に関する次に掲げる手数料の額を増額することとした。（別表第4関係）

- (1) 介護支援専門員実務研修受講試験手数料
- (2) 化粧品製造業許可申請手数料
- (3) 医薬品（一般）製造所適合性調査手数料
- (4) 輸出用医薬品（一般）製造所適合性調査手数料
- (5) 輸出用医薬部外品（一般）製造所適合性調査手数料

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）

5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を徴収することとする等所要の改正をすることとした。（別表第4、別表第6関係）

- (1) 地域連携薬局認定申請手数料
- (2) 地域連携薬局認定更新申請手数料
- (3) 専門医療機関連携薬局認定申請手数料
- (4) 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料
- (5) 医薬品製造所登録申請手数料
- (6) 医薬部外品製造所登録申請手数料
- (7) 化粧品製造所登録申請手数料
- (8) 医薬品製造所登録更新申請手数料
- (9) 医薬部外品製造所登録更新申請手数料
- (10) 化粧品製造所登録更新申請手数料
- (11) 医薬品（特定保管）製造所適合性調査手数料
- (12) 医薬品（無菌）製造所臨時適合性調査手数料
- (13) 医薬品（一般）製造所臨時適合性調査手数料
- (14) 医薬品（包装、表示又は保管）製造所臨時適合性調査手数料
- (15) 医薬品（特定保管）製造所定期適合性調査手数料
- (16) 医薬品（特定保管）製造所臨時適合性調査手数料

- (17) 医薬部外品（特定保管）製造所適合性調査手数料
- (18) 医薬部外品（無菌）製造所臨時適合性調査手数料
- (19) 医薬部外品（一般）製造所臨時適合性調査手数料
- (20) 医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所臨時適合性調査手数料
- (21) 医薬部外品（特定保管）製造所定期適合性調査手数料
- (22) 医薬部外品（特定保管）製造所臨時適合性調査手数料
- (23) 医薬品（無菌）製造所区分適合性調査手数料
- (24) 医薬品（一般）製造所区分適合性調査手数料
- (25) 医薬品（包装、表示又は保管）製造所区分適合性調査手数料
- (26) 医薬品（特定保管）製造所区分適合性調査手数料
- (27) 医薬部外品（無菌）製造所区分適合性調査手数料
- (28) 医薬部外品（一般）製造所区分適合性調査手数料
- (29) 医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所区分適合性調査手数料
- (30) 医薬部外品（特定保管）製造所区分適合性調査手数料
- (31) 変更計画に係る医薬品（無菌）製造所適合性確認手数料
- (32) 変更計画に係る医薬品（一般）製造所適合性確認手数料
- (33) 変更計画に係る医薬品（包装、表示又は保管）製造所適合性確認手数料
- (34) 変更計画に係る医薬品（特定保管）製造所適合性確認手数料
- (35) 変更計画に係る医薬品（外部試験検査）製造所適合性確認手数料
- (36) 変更計画に係る医薬部外品（無菌）製造所適合性確認手数料
- (37) 変更計画に係る医薬部外品（一般）製造所適合性確認手数料
- (38) 変更計画に係る医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所適合性確認手数料
- (39) 変更計画に係る医薬部外品（特定保管）製造所適合性確認手数料
- (40) 変更計画に係る医薬部外品（外部試験検査）製造所適合性確認手数料
- (41) 輸出用医薬品（特定保管）製造所適合性調査手数料
- (42) 輸出用医薬品（特定保管）製造所定期適合性調査手数料
- (43) 輸出用医薬部外品（特定保管）製造所適合性調査手数料
- (44) 輸出用医薬部外品（特定保管）製造所定期適合性調査手数料
- (45) 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料
- (46) 地域連携薬局等認定証再交付手数料
- (47) 医薬品等製造所登録証書換え交付手数料
- (48) 医薬品等製造所登録証再交付手数料
- (49) 医薬品等製造所基準確認証書換え交付手数料
- (50) 医薬品等製造所基準確認証再交付手数料

6 家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第6関係）

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の額の区分を改める等所要の改正をすることとした。（別表第7関係）

8 施行期日等

- (1) この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。ただし、8(2)は公布の日から、1から4まで、6及び7は同年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 財産の取得又は処分に係る基準の特例を廃止することとした。（附則第3項、第4項関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（附則第1項、第2項関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 特定粉じん排出等作業に係る措置の命令に係る事務を新たに宮古市及び花巻市が処理することとするとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 岩手県食の安全安心推進条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年6月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県民会館条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 県民会館の施設から第3シャワー室及び第4シャワー室を除くこととした。（別表第3関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 営業施設の公衆衛生上必要な基準を改めることとした。（第2条、第3条、別表第1、別表第2関係）
- 2 営業許可証の書換え交付及び再交付について申請できることとし、及び手数料を徴収することとした。（第5条、別表関係）
- 3 営業の廃止等の届出を廃止することとした。（第5条関係）
- 4 死亡等の届出の対象の範囲を拡大することとした。（第6条関係）
- 5 営業許可申請手数料の区分を改め、及び額を増額することとした。（別表関係）
- 6 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第4条、第6条、第8条関係）
- 7 施行期日等

(1) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎岩手県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 食品衛生法等の一部改正に伴い、食品等の自主的な回収の報告を廃止することとした。（第19条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（目次、第2条関係）
- 3 施行期日等

(1) この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術を利用することができる事項の範囲を拡大することとした。（第14条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和3年6月9日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県薬事審議会条例（条例第13号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、岩手県薬事審議会（以

下「審議会」という。)を設置することとした。(第1条関係)

- 2 審議会の組織について定めることとした。(第2条関係)
- 3 審議会の会長及び副会長について定めることとした。(第3条関係)
- 4 審議会の専門委員について定めることとした。(第4条関係)
- 5 審議会の会議について定めることとした。(第5条関係)
- 6 審議会の部会について定めることとした。(第6条関係)
- 7 審議会の庶務について定めることとした。(第7条関係)
- 8 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。(第8条関係)
- 9 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎ひとにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第33条、第34条関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 大規模な災害であって県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者等に係る授業料等の減免、納付の猶予等について定めることとした。(第8条関係)
- 2 授業料等の還付の制限について所要の改正をすることとした。(第9条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。(第7条～第9条、附則第5項、第6項関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 大規模な災害であって県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者等に係る授業料等の免除、納付の猶予等について定めることとした。(第12条関係)
- 2 授業料等の還付の制限について所要の改正をすることとした。(第13条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。(第5条、第11条～第13条、附則第4項、第5項関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 大規模な災害であって県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者等に係る授業料等の免除、納付の猶予等について定めることとした。(第15条関係)
- 2 授業料等の還付の制限について所要の改正をすることとした。(第16条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。(第7条、第14条～第16条、附則第3項、第4項関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 普通課程の訓練基準を改めることとした。(第4条関係)

- 2 短期課程の訓練基準を改めることとした。(第5条関係)
- 3 専門課程の訓練基準を改めることとした。(第6条関係)
- 4 専門短期課程の訓練基準を改めることとした。(第7条関係)
- 5 応用短期課程の訓練基準を改めることとした。(第8条関係)
- 6 専門課程の高度職業訓練における職業訓練指導員の要件を改めることとした。(第11条関係)
- 7 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、第3項関係)

◎特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特例対象設備の新設又は増設の期限を令和5年3月31日(現行平成33年3月31日)まで延長することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 大規模な災害であって県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者等に係る授業料等の免除、納付の猶予等について定めることとした。(第13条関係)
- 2 授業料等の還付の制限について所要の改正をすることとした。(第14条関係)
- 3 その他所要の改正をすることとした。(第12条～第16条、附則第4項、第5項関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 家畜保健衛生所の手数料の額を増額することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条の4関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 入居者資格について所要の改正をすることとした。(第4条関係)
- 2 入居の手続を改めることとした。(第9条関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第37条関係)
- 4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例(条例第24号)

- 1 東日本大震災復興交付金基金条例を廃止することとした。(本則関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 大規模な災害であって県民生活に著しい影響を及ぼすものとして規則で定めるものにより甚大な被害を受けたと認められる者等に係る授業料等の減免、納付の猶予等について定めることとした。（第9条関係）
- 2 授業料等の還付の制限について所要の改正をすることとした。（第10条関係）
- 3 その他所要の改正をすることとした。（第8条～第10条、附則第4項、第5項関係）
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）